

事業所・団体のみなさん

鳥羽市一斉津波避難訓練に参加しませんか

毎年恒例となりました鳥羽市一斉津波避難訓練を今年も実施します。例年、事業所や団体のみなさんは、この訓練に合わせて独自のさまざまな取り組みを行っていただいていることと思います。今年は、事業所・団体のみなさんが実施する訓練を把握させていただきます。実施される場合は、大変お手数ですが、次のとおり市へ報告してください。

とき 10月23日(木) 午前9時～12時
※小雨決行。ただし、荒天時および警報発令時は中止。
ところ 市内全域

報告内容

次の①～⑥について、連絡してください。

- ①事業所・団体名
- ②担当者名、連絡先
- ③参加予定人数
- ④実施場所
- ⑤実施内容(独自の取り組みについて、以下を参考にできるだけ具体的に示してください。)
- ⑥マスコミなどへの情報提供の可否

※市ホームページへの掲載やマスコミへの情報提供を予定していますので、取材などが入る場合があります。



- ・従業員約50人が最寄りの津波避難場所へ避難
- ・買い物客を避難誘導し、最寄りの津波避難場所へ避難
- ・警報などの情報を、拡声器を用いて周囲へ伝達する訓練

報告締切 9月30日(火)

報告方法 総務課防災危機管理室まで、電話、ファクス、電子メールのいずれかにて連絡してください。

☎(25)1118 FAX(25)1138 ✉bosai@city.toba.mie.jp

総務課防災危機管理室



(25)

1118

一人一人が備えてこい！
防災力UP！鳥羽

vol.16



消費者トラブルにご用心!

vol.13

消費生活相談

開催日時：月・水・金
午前9時～午後4時
場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎(25)1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎(25)1241

架空請求・不当請求が多発しています！

「突然、パソコンや携帯電話で請求画面が表示された」「裁判所や債権回収業者を名乗るハガキが送付された」といった相談が市内で相次いで寄せられています。

これは架空請求・不当請求と呼ばれる悪質な手口の場合が多く、注意が必要です。

架空請求とは？

全く身に覚えのない契約やサービス、債務に関する未払金があるという内容のハガキを突然送り付けて、支払いを迫るケースが代表的です。

公的機関や裁判所、債権回収業者などによく似た名前を用いて、請求が本物であるかのように装います。

支払わないと、「回収員が取り立てに行く」「裁判に持ち込む」などとうたって不安

をあおります。
↓家族と相談し、心当たりがないか確認しましょう。誰も身に覚えがない場合、絶対にお金を支払ったり、業者に連絡したりしてはいけません。

不当請求とは？

インターネットの利用中、無料と思ってボタンをクリックしたら、「〇日以内に〇万円を支払ってください」というメッセージが表示されることがあります。これは「ワンクリック請求」といいます。メールアドレスなどの個人情報登録すると、しつこくメールが送りつけられ、請求がエスカレートするなど、恐怖心がおられる場合もあります。

パソコンで、あるアドレスのクリックをきっかけに、有料サイトに突然移動するという事例も目立ちます。

↓法律では、はっきり有料と分かるような確認表示がなければ契約したとみなされません。請求画面が現れても、いっさい入金せず、業者には取り合わないでください。

お困りのかたは、消費生活相談室まで連絡してください。